

# 平成 26 年度第 5 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 27 年 2 月 23 日 (月) 午後 2 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 3 階 大会議室

## 3 会議の議題

- (1) 諮問第 8 号 「景観重要建造物の指定について」(本光寺)
- (2) 諮問第 9 号 「景観重要建造物の現状変更の許可について」(旧石原家住宅)
- (3) 報告第 11 号 「景観整備機構の指定について」
- (4) 報告第 12 号 「市制施行 100 周年記念事業 岡崎百景選定事業について」
- (5) 報告第 13 号 「乙川リバーフロント地区における公共サインデザインガイドライン(素案)について」

## 4 会議に出席した委員 (12 名)

学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	杉野 丞	
学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	丹羽 誠次郎	
学識経験者	中根 克弘	
学識経験者	堀越 哲美	
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子	
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝	
景観整備機構	天野 裕	
景観整備機構	岩月 美穂	
公募市民	大野 敏夫	
公募市民	新海 眞二	

## 5 説明者

都市整備部長	岩瀬 敏三
都市整備部都市計画課長	初井 泰晴
都市整備部都市計画課 景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課 景観推進班主事	武田 穂波

## 6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として中根委員及び岩月委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 報告第 11 号「景観整備機構の指定について」(説明)

議長が報告第 11 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 「特定非営利活動法人 21 世紀を創る会・みかわ」の景観整備機構への指定について
- (2) 景観整備機構としての業務計画について
- (3) 景観整備機構について

## 9 報告第 11 号「景観整備機構の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長：

2 ページの 1 番の部分に、「必要な情報や意見・主張する」という文言がある。「意見を述べる」というのとは異なる表現は今までになかなか無く、「意見を主張する」という表現は、素晴らしいと思う。

## 10 報告第 12 号「市制施行 100 周年記念事業 岡崎百景選定事業について」(説明)

議長が報告第 12 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班技師)から説明した。

- (1) 岡崎百景について
- (2) 百景推薦人について
- (3) 岡崎市景観計画との関係

## 11 報告第 12 号「市制施行 100 周年記念事業 岡崎百景選定事業について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

現在りぶらで行っている写真展を百景かと思っていた。あの写真展と、百景との関係がを知りたい。

また、百景で皆さんそれぞれテーマを決めているが、現在の数では百に届かないのではと思う。今後も数を追加して、必ず百の景色を選ぶのか。

事務局：(景観推進班技師)

一点目の、現在りぶらで行われている写真展との違いについてだが、りぶらで実施中の写真展は、市内を東西南北中央の五カ所に分け、各地区ごとにその地区の景色を選ぼうという企画の、中央地域の展示になる。

今回の岡崎百景は、平成 28 年度の 100 周年の節目に、地区ごとではなく市内全域を対象として、百の景色を選ぼうというものである。

二点目だが、百景にならないようなものが現在挙げられているのでは、というご質問か。

新海委員：

上げられているテーマの中に重複するものがあり、百に至らないのではと考えた。そのため、現在上がっているもの以外にも景色を追加するのかという質問になる。

事務局：(景観推進班技師)

現状は、個々人が現在どれを推薦しようかと検討しているものを、全て上げさせて頂いているという形になるので、今後推薦人会議等を経て、推薦するものが変わる可能性もあり、また、ここに載っていないものの中から推薦しようという事で、推薦するものが変わって来る事もあり得る。

堀越委員：

一人一つを推薦しているのか。

事務局：(景観推進班技師)

ひとつに限ってはいない。

堀越委員：

総数としてはどのくらい推薦されているのか。

事務局：(景観推進班技師)

今現在総数として上がっているのは約 200 件。

瀬口会長：

100 件行くのか、また、ぴったり 100 件にする必要があるのかなど、色々な意見があるが、その辺は 100 にしようという事で良いか。

事務局：(景観推進班技師)

百景としている以上、100 件にしたい。ただ、100 に至らなかったものについては、何かしら、準百景ではないが、位置付けるのもひとつの方法だと考えている。

丹羽委員：

現在推薦人が 102 人という事だが、102 人には自分で立候補した人全員が入っているのか。ある程度お断りした方もいらっしゃるのか。

事務局：(景観推進班技師)

立候補して頂いた方全員に入っている。

丹羽委員：

それが 100 に近い数になっている。

もうひとつ、新海委員もおっしゃっていたが、同じ場所が重複して出ているということと絡んで、ある時間や場所、季節に特定したような形で百景を推薦する、という事があった場合、例えば岡崎城ひとつに対して複数の百景が出てくる、という事も可能性としてあり得るのか。

事務局：(景観推進班技師)

見る時間や景色によって、同じ見る対象でもいくつか違う見方ができるのではないかと、それらをどう扱うか、という事かと思う。

瀬口会長：

それは選考委員会で決めてもらうという事か。

事務局：(景観推進班技師)

今現在の回答としては、推薦人会議等で決めていく形になるかと思う。

瀬口会長：

今のご意見は、例えば岡崎城でも複数のものが上がっても良いのではないかとということ。

丹羽委員：

ただ、そうした時に何を基準に百景というのかが難しくなってくるのではと懸念する。

瀬口会長：

その点については、推薦人に任せれば良いのではと思う。

天野委員：

岡崎まち育てセンターりたは、景観整備機構としてこの業務に携わっている。

今の質問の件については、百景通信の 6 ページの Q&A の Q1 にもあるように、推薦人の方にも頂いた質問である。

「岡崎公園の中でもたくさん推薦したい場所がある」という場合には、どこが視点場かをはっきりさせて、何を見て欲しいのかを具体化した上で、分けるべきものと統合できるものを整理し、これは絶対分けるべきだ、これは統合するべきだ、という点をまずは推薦人の方にしっかりと意識して頂く。

その上で推薦候補が出されてきた時に、これとこれは一緒にできるんじゃないか、これは分けた方が良くないんじゃないかという事を、推薦人の中で改めて議論して、最終的に推薦人からこれを候補として出す事になる。

それをまた市民投票などで市民に問うたり、景観審議会に諮ったり、というような形で、最終的に100に絞り込んでいく。というようなプロセスを経る事ができればと考えている。

新海委員のご質問に関連する補足についてだが、百景通信の3ページに、りぶらの方で展示されていたものとどう違うのか、という回答が載っている。

混同しがちな取り組みを行っていた為、ご質問を多々頂くが、りぶらで展示しているものについては、元々はあいちトリエンナーレの一環で行われた企画になる。岡崎百人百景という、百人で一人一台、「映ルンです」で自分の気に入った場所を同じ日に同じエリアで撮ってみよう、それを百人分、27枚撮りで、2700枚の写真を並べる展示会であり、こちらを去年実施したところ、非常に好評であったため、今年はエリアを岡崎市全体に広げ、撮影期間も一カ月に延ばして、五つのエリアで500人、27枚13000枚程度の写真が岡崎全体で撮影する予定となっている。その中央エリアの撮影が21日に終わった所。

みんなで、「こんなに岡崎って良い景観があったんだね」という事を再発見するという企画であり、そうした取り組みが前段として、全市的に行われていた事から、今回100周年に100人の推薦人が100の景色を選ぶというチャレンジングな企画も、景観的な意識を啓発する効果の高さ、また、景観への関心がある市民が多くいて、かつ発掘出来ているという現状を確認できており、挑戦する形となっている。少しずつ段階を経て、今回の百景に繋がっている。

瀬口会長：

景観審議会でもまた審議される可能性がある。あらかじめ審査基準等について注意すべきことがあれば、ご意見いただきたい。

「行きかう人の挨拶」といったものが候補に入っているが、そういったものも対象になるという事か。

事務局：(景観推進班技師)

行きかう人の挨拶というのは、この表現だけだと挨拶自体が対象のように思えてしまうかもしれない。

瀬口会長：

そのうちまた議論して上がってくるものと思う。

新海委員：

現在りぶらに展示されている百人百景の意義を知りたい。岡崎百景選定事業と全く関係ないものであるとすると、折角皆さんが写真を何枚も撮られているのに、反映されないというのは残念に感じる。少しでもそれを参考にして、等となっていればやりがいがあると思うのだが。

天野委員：

百人百景と、岡崎百景選定事業は、段階を経て行われる事業という形で、関係をしている。

百人百景において皆さんに撮っていただいた一万三千の景色が、岡崎百景選定事業で、岡崎百景に選ばれるという事では無い。だが、百人百景を行う中で、岡崎には良い景観が色々あるのだという意識の高まりや、啓発的な効果が非常に高かったために、その高まった地運を今回の岡崎百景選定事業に繋げている。

岡崎百景選定事業では、推薦人という形で募集をしたところ、100人の方が名乗りを上げてくださった。当然百人百景に参加をして下さった方の中から、推薦人に名乗りを上げて下さっている方もたくさんいる。まずは啓発的な位置付けとして、百人百景などがあり、それが今回の岡崎百景にもつながっている、と捉えていただければと思う。

ちなみに、昨年度実施した岡崎百人百景は、あいちトリエンナーレに関連した愛知県の事業であり、今年度は百景大撮影会という事業名で、景観整備機構としてりたが独自に企画をし、市の事業の一環として行っている。

事業主体は違えども、景観整備機構として我々が積み上げてきたものを、今回岡崎市と一緒にやらせていただいている。

新海委員：

つまり、枕詞ではないが、プレの事業のようなイメージで捉えればいいということか。

また、百景はパネルイメージでサンプルが出ている。こういった写真はプロが撮ったものであると思うが、同じ景色でも、写真をうまい人がとるとかなり印象が変わる。

岡崎としてふさわしい景観でなくとも、モチーフや技術によって、それが選ばれるという可能性がありうるが、そうした点には考慮をしているか。

事務局：(都市計画課長)

委員がおっしゃられる心配について、百景を選ぶことそのものよりも、写真の良し悪しで選ばれてしまうのではというご懸念かと思う。

今回の目的としては、この岡崎百景選定事業を通して、百景推薦人の方に今後、景観まちづくりの活動に関わっていただくような、次に繋げていくことができればという思いがある。なので、百景自体というよりも、この百景をきっかけとした、その次を大切にしたいと考え

ている。

柴田委員：

イメージの写真は、ホームページに載っているのか。

事務局：(景観推進班技師)

実際の写真はまだ出てきていない状態。丁度平成 26 年の 11 月から 27 年の 11 月にかけてを写真の撮影期間としている。

柴田委員：

資料の 7 ページから 9 ページは、文字で候補が上がっているという段階か。

事務局：(景観推進班技師)

はい。今現在の段階で、どこを応募しようかという点を、文字で掲載している。

瀬口会長：

景観サポーターに関心を持っていただき、また、選ばれた百景を大切にしてもらおうよう計らっていただく事で、5 年後 10 年後に、その景観が残っている・いない、あるいはそうしたものを巡ってみよう、など、将来的には様々なきっかけとして、景観への関心を深める事柄につながっていく事と思う。

## 12 報告第 13 号「乙川リバーフロント地区における公共サインデザインガイドライン(素案)について」(説明)

議長が報告第 13 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(武田景観推進班主事)から説明した。

- (1) ガイドラインの目的について
- (2) 現状と課題、各種指針について
- (3) 整備の方針と基準について
- (4) 写真を用いた整備のイメージについて

## 13 報告第 13 号「乙川リバーフロント地区における公共サインデザインガイドライン(素案)について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

非常にいいことだと思う。ロンドンや角館、浜松市などに行ってきているようだが、広い世界の中で、ここを選んだ理由を知りたい。

事務局：(景観推進班主事)

ロンドンの撮影をしてきた理由としては、ロンドンがオリンピック開催の為に、海外からの沢山の観光客を見込んで、2015年に設置完了のイメージで公共サインの整備計画を設定していた。そういった最新の事例という事で、ロンドンの写真を撮影してきている。

浜松市の方も、同じく静岡県が「しずおか公共サイン整備ガイドライン」というものを作成しているため、そうした案内サインのガイドラインに則っている地域という事で撮影している。

瀬口会長：

ロンドンの公共サインはオリンピックがあるが多言語化していない。

事務局：(景観推進班主事)

撮影してきた物については、英語だけとなっている。

瀬口会長：

イギリスは英語だけとしている。

堀越委員：

サインの統一化というのはいいことではあるが、まち全体でのサイン計画の整合性というものをどういう風に考えるか。

現在市全域におけるサイン計画があるようだが、この中に本ガイドラインは入ってくるのか。その際に整合性をどうとるかという点が、ガイドライン策定の際には重要となる。例えば、岡崎市ブランディング計画のように、市全域の中で計画を進め、リバーフロント地域での特性を持ちながら、全体としての統一を図るなどのやり方を基本的にはとるものだが、その場合リバーフロント地区の計画が少し浮く、というようなことは無いのか。

要するに、市役所へ行くときの道案内系のサインと違ってくるとか、そういう所に対しての配慮をどうするかという点。配慮しなくてもいいのだが、どういう風に考えているのか、立ち位置を明確にしていた方が良いのではと思う。

それともう一つ聞きたいのが、ガイドラインで出てきている中で、高さの調整や色などは規定されているが、ロゴを置くときに、どういう所にきちんと置いていくかという点など、かなり細かいところまで規定の必要があると思う。その点については、どの辺のところまで考えているのか。

事務局：(景観推進班主事)

市全域のサインとの整合性についてだが、本ガイドラインの策定以前に、平成9年策定の歩行者系案内サイン整備計画書というものが、本市で定められている。また、ガイドライン本編の3ページの部分、こちらに先行の公共サインの基準が載っているが、H22年策定の景観対象公共サインガイドライン、こちら市全域の公共サインを対象としたガイドラインとな



っている。

リバーフロントのガイドラインを作る上では、これらのガイドラインからの内容を反映しつつ、乙川のリバーフロント地区という特性を盛り込んで行ったような内容となっている。

堀越委員：

そうすると、ロンドンのこういうサイン良いよね、という部分が参考になるのか、といった話になってくる。ロンドンのこうした要素を入れていきたい、という話になった時に、ここに載せられているようなサインが景観対象公共サインとバッティングするとか、そういったことは無いようにしているという事か。その辺のところの整合性を確認したいのだが。

事務局：(景観推進班主事)

整合性の方は、バッティングしないように内容を引き継いでいる。

堀越委員：

違う要素を入れて上手く行くのか、という部分を疑問に思う。

瀬口会長：

今の質問は、藤川地区案内サイン計画というのは、歩行者系案内サイン整備計画書とサインガイドラインの中にあるわけなので、乙川リバーフロント地区のデザイン方針も、この下に、つまり藤川地区と同列にあるものとなる。そうすると、その事と、上部にある公共サインガイドラインや歩行者系サイン整備計画と、バッティングをしていないのか、という、そうした意味の質問。

していませんという言葉だけでは説明が不十分かと思う。特に外国の事例や他市の事例を盛り込んでいるとの事なので、そういった点についての説明があると良いかと思う。

事務局：(景観推進班主事)

内容的には今までのものを引き継いだものとなっているのだが、この図ではそうした部分が分かりにくいかと思う。

瀬口会長：

色についてはどのような部分を引き継いでいるのか。

事務局：(景観推進班主事)

色については、テーマカラーに薄紅藤を使うという部分を引き継いでいる。

瀬口会長：

統一性を確保する上では、今までの質問で出たような事の方が重要ではないか考える。この部分とこの部分を、上の方針から引き継いできた、そしてこの地区の場合には、こうい

う特色を持たせました。という風にした方が、全体の統一が保てる。

ロンドンに視察に行った際に、ロンドンはどうして全体の統一性があるのか、という所までヒアリングしてきたら素晴らしかった。アポイントを取っていかねばならないので、難しいこととは思いますが。

日本はどうして統一性が無いのかというと、各部署がバラバラでやっているからなのだが。ではロンドンはなぜ統一性があるのか。これは組織の問題であり、そうした点を岡崎で担保できれば、だんだん統一性ができるようになると思う。そういう風にやろうという事かと思う。

天野委員：

今の統一性の担保という部分について。ガイドラインが実際に汎用していく際のイメージとして、例えばこちらのガイドライン本編の方で、13 ページに写真で、色々なサインが乱立している様子が示されていると思うのだが、これらはそれぞれ公園緑地課であったり、河川課であったり、看板を設置する課が違っているという。庁内でどのように調整をして、拘束力を持たせていくのか。また、県や PTA が設置している物も写真の中にあるようだが、こうした主体が違う所にどのように広げていくのか。

加えて、これらの更新のイメージは、どのようなものを考えているのか。もうすでに14 ページの方の、真ん中の岡崎城のサインなどは、比較的新しそうなのが乱立しているという状態になっているが。耐用年数を超えたら順次変えていくという事なのか、今回の乙川リバーフロントの整備に併せて全面的にどんどん変えていくのか。どういうスケジュールイメージで整備をされていくのかという。この点を伺いたい。

事務局：(木下景観推進班長)

まず一点目だが、今回作成している物はガイドラインという位置付けのため、あくまでも指針という扱いだが、関係各課、もしくは県や国に対して看板の設置の際に、こういった事を示して、協議をしていくといった形になる。

また、メンテナンスや維持管理についてだが、歩行者系案内サインには、物理的な劣化と、情報の劣化という、大きく分けて二つの劣化要因があり、現状では情報の劣化が問題になっている。先進都市であると、観光系のセクションや、道路系のセクションが情報の更新を行っており、本市は景観セクションで管理しているのだが、これから観光産業都市を目指していくに当たっては、市民はもちろんのこと、来訪者の方も迷うことなく、目的の場所にスムーズに行けるような、そうしたきめの細かいメンテナンスが必要かと思う。

当時設置された歩行者系案内サインは、かなり設置のインシヤルコストが高いものが作られている。また、地域の個性を反映するとどうしても特注品という扱いになるため、やはりメリハリを付けて、地域性を出すところと、出さずに一般に世間に出回っているような素材を使うところを組み合わせながら、やっていきたいと思う。

天野委員：

こうしたガイドラインは、しっかりある課が定めても、「こんなものがあつたの？」となつてしまう事が懸念される。そうしたことが無いように、庁内で周知をしっかりといただけると良いかと思う。

事務局：(景観推進班長)

その点についてお答えしたい。本ガイドラインを作成するにあたっては、庁内関係課に意見の照会をしている。また、今回景観審議会に報告した後で、正式に策定し、周知ののち、来年から整備に移っていく流れとなる。その中で、先ほど堀越委員もおっしゃったように、どの場所にどういう形で置くのかという事を、細かいデザインも含め、決定していきたいと思う。

岩月委員：

藤色で、という部分については、まだ検討中なのか。決定している事項なのか。藤川の方も藤色を使っているのだから、そういった意味でもバッティングと言えばバッティングになるのでは。

事務局：(景観推進班長)

藤川では「常盤色」という、松並木の松のような色を使用している。

本ガイドラインにおける藤色については、歩行者系案内サインという既設のサインに、かなりの議論を経て採用されている色彩。その為、新たに色を決める、というよりも、この藤色を極力踏襲したいと考えている。

藤色の使用が決定している事項かという点については、ガイドラインであるためその方向で行きたいが、例えば先程の岡崎ブランディングという話が市の方で整理され、岡崎の色はこうだ、という方針が決定された場合には、その色を使っていく、という事もあり得る。また、道路標識では、色が技術基準で定まっている場合もある。

そうした点も加味しながら、決めていきたいと考えている。

岩月委員：

12 ページにあるような色のイメージという事か。既存の看板はこうした感じに色になっているので、という。

事務局：(景観推進班長)

そうしたイメージとなる。

岩月委員：

既存の色が本当に良いのかななどを、折角なので議論して決定していった方が良いのではないか。もう少し深く考えて行けば、もっと岡崎の価値が高まり、地区ごとの価値も高まっていく色彩となるのでは。藤川の色彩とは、異なる色彩を用いているという事であるため。

事務局：(景観推進班長)

地域の個性の反映については、中心市街地における公共サインには藤色を使用し、藤川では常盤色を使用するという風に、地区ごとの色彩を用いている。

乙川リバーフロント地区は、中心市街地にあたり、先行して整備されているサインの藤色があるため、それらと整合を図っていくとすれば、藤色を使用することになる。

瀬口会長：

全市で共通の規格にする部分と、地区ごとに、特性に応じてここだけの変更できる、とする部分がある。という風にはなっているのか。

公共サインを八種に分類するという事であるため、八種を色まで分類して、デザインが決まっているのであればそれを示して、地区ごとの個性を表現する場合、ここだけの変えられます、という風になっていけば、部局や設置場所が違って、分かりやすいものとなると思われる。全て新たに決めねばならないというイメージを皆さんが持った場合、結果的にはバラバラのものになりかねないため。

事務局：(景観推進班長)

ご指摘の点については、全域の基準である共通基準と、地区ごとに個別で定める基準をもう少し明確にする必要があるという事かと思う。

今回で言うと、全市の公共サインのガイドラインと、今回の地区のガイドラインがどういう関係にあって、どう整理されるか、という所だと思うが、今日の資料からはそれを読み取ることができない。ガイドラインの策定に当たっては、今のご指摘を踏まえたものになりたいと思う。

柴田委員：

本ガイドラインについて、まとめれば、屋外広告物という枠で考えることができる。屋外広告物に関しては、景観推進班が担当であり詳しいので、リバーフロント地区におけるサイン関係の整備には、必ず景観推進班の許可が要る、というくらいにした方が良いのではないか。そこまでするとある意味徹底できるのではと思う。

瀬口会長：

民間が作る屋外広告物についても、何か統一的なものがあると景観が整うように思う。まずは公共サインから、基準を作っていくという事。

丹羽委員：

統一性の確保の点で一番問題となってくるのは、規制サインのような「よかれ」と思って設置したもの。逆に言えば、規制サインに関しては各課それほどこだわりが強くは無いだらうと思うので、こういうものをきちんと統一していく事によって、ずいぶん印象が変わるの

ではないかと思う。

瀬口会長：

規制サインの統一に関しては、岡崎市は歴史的な空間である事から、あまり色彩やデザインがうるさくないものの設置がふさわしいと思われる。

#### 14 諮問第8号「景観重要建造物の指定について」(説明) ※本光寺

議長が諮問第8号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 建造物の概要について
- (2) 建造物の概要と、指定の沿革について
- (3) 指定の理由となる外観の特徴について
- (4) 指定基準への適合について
- (5) 景観重要建造物の指定制度について

#### 15 諮問第8号「景観重要建造物の指定について」(質疑) ※本光寺

次の趣旨の質疑がなされた。

杉野委員：

本建造物の指定についてまったく異論はないが、資料の記載内容について、いくつか意見がある。

資料一ページ目、沿革の文中の年号をご確認いただきたい。応仁年間は1467年～1468年とあるが、これは1467年～1469年ではないか。また、天正年間の1573年～91年とある表記は、～92年では。

また、資料3ページ、本堂の外観に関する写真の、説明文中上から四行目、「正面観」とあるのは「正面外観」という文言の、「外」の脱字か。

同ページ上から四行目にある、本堂の写真の説明文について。この書き方では、この寺院が「格式が高くないにも関わらず、明治以降に制約が外れたことでこのような作りにした」というように受け取れてしまう。江戸時代に四本の柱を立て、間口三間の向拝を付けるという事は、しかるべき格式が無ければできないことであるのだが、明治以降、そうした制約が外れたかどうか。造営・普請に係ることで、本山がこういった許可制度を取っていたのか、表現について一度、教育委員会の登録文化財関係部局に確認をお願いしたい。

資料3ページの本堂に関する解説について、下から3行目の、「京都本山東本願寺の影響を強く受けた、豪華で庶民好みの代表的な浄土真宗の歴史的建造物」という部分について。この建物は、指定の基準の中で「境内意匠に一定の様式美があり」ということで、ある規範の中で建てられた、という書き方をされている部分と、「豪華で庶民好みの代表的な真宗本堂」

という表現がなされている部分があり、若干誤解を生むのではと懸念している。例えば「宗門を代表する真宗本堂の歴史的な建造物」とか、宗門の様式を忠実に守った、というような表現の方が妥当ではないか。

山門に関する記述について。「浄土真宗寺院の山門が楼門で作られることは珍しく」、という点は良いと思うが、「近隣でも類例を見ない貴重な」という部分については、「近隣」という部分を、知立や豊田など、岡崎周辺という形で含めてみると、若干ではあるが類例がある。「作られることは珍しく、貴重な建造物である」といった表現のほうが適切かと思う。以上の点についてご検討いただければと思う。

事務局：(景観推進班技師)

今回の資料は登録有形文化財の資料を基に作成したが、文化財部局に一度確認をさせていただく。

瀬口会長：

資料一ページの2、沿革の一番上の部分の、「真宗大谷派神領山本光寺は、岡崎市上青野町新井の矢作川近くに所在し、稲前（いなさき）を姓とする」という文言の「姓」について。どういう意味合いでの記載か。

事務局：(景観推進班技師)

ご住職の姓が「稲前」様である、という意味で用いた。

瀬口会長：

主語に、「住職は」等入れていただければと思う。また、棟梁の名前を入れていただいているが、これは本堂を作った棟梁の方か。

事務局：(景観推進班技師)

はい。

議長が諮問第8号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第8号について原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

## 16 諮問第9号「景観重要建造物の現状変更の許可について」(説明) ※旧石原家住宅

議長が諮問第9号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 現状変更の内容について
- (2) 経緯について
- (3) 外観変更することとなる行為の箇所について

17 諮問第9号「景観重要建造物の現状変更の許可について」（質疑）※旧石原家住宅  
次の趣旨の質疑がなされた。

杉野委員：

修理の箇所について、東面は修理の対象になっているのか。

事務局：（景観推進班技師）

今回は対象になっていない。

杉野委員：

東面も板がかなり摩耗し、遠からず修理が必要になる時が来るのではと感じた。今回一緒に修理が出来れば良いかと思ったが。

事務局：（景観推進班技師）

外観の修理について、公共の場所から見える箇所については補助金が出せるが、その他の費用については所有者の負担となるため、所有者側の意向による部分が多い。今のところ、東面についての修理予定は無いとのことである。

杉野委員：

大きく傷む前に、何らかの処置をしてもらえると良いと思う。

瀬口会長：

西面の工事費を参考に、金額が安ければ今回一緒にどうか、というような、きめ細かな提案をしてみても良いのではと思う。

堀越委員：

「外観を変更することとなる修繕」という表現について。崩落した形で登録文化財になっている物を、本来あるべき姿に戻すということが結果として「外観を変更する」という表現になっているということか。

事務局：（景観推進班技師）

内装を修繕する場合も、修繕と表記するが、今回は外観に関する修繕という事で、このような表記としている。

大野委員：

5 ページ目の参考資料4、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例 第32条3項に「状況を定期的に点検すること」とあるが、その点検についての実態は。方法、周期、着眼点等や、報告された内容に対するフォロー等。

瀬口会長：

まずこの建物は、本来であれば元に戻した形で申請するのが望ましかったものの、棄損している状態、欠点があるまま文化財として登録されたものである。そして今回、修繕と言えどもその状態を変えるので、「現状変更」に該当することになる。これは行為の良し悪しに関わらず、すべて「現状変更」となる。登録文化財の定期的な点検という部分については、所有者に責任がある、教育委員会から金銭的な補助がある、といった担保は無い。ゆえに罰則も無い。一種の精神規定である。

河江委員：

今回の件には直接関係ないかもしれないが、この建物にはツタが這っている。ツタが這っていると、傷みが出やすいため、出来るだけツタが這わないようなアドバイスをすると良いと思う。

瀬口会長：

落ち葉が樋を詰まらせたりすることもあるので、木の剪定等の日常管理も大切だと思う。今回、ツタの這っている面の修繕をするので、今後気を付けていただくよう話をしてもらえれば良いと思う。

佐藤委員：

修繕の費用は枠が決められているのか。また、費用の総額・所有者の負担割合は、数字として明らかにしてはいけないものなのか。

木材等、工事の時期によって色が変わってしまう懸念がある。今回修繕しない箇所についても、将来的に修繕が見込まれる部分についての材料をあらかじめ確保しておくようなことは出来ないのか。

瀬口会長：

補助金の上限・補助率は決まっていて、行政はその範囲内でやっていると思う。

景観重要建造物を補助の対象としているものの、その補助の対象となる修繕の範囲については、景観事業であるという主旨からすると一定の線引きがある。どこまでの修繕をするかは建造物毎に事情が異なるが、外から見えない部分については景観事業としての補助の対象にはしていない。景観に影響ある範囲を対象とするというルールの下に、補助金の交付をしていると思う。

事務局：(都市計画課長)

今回の件の具体的な金額については、まだ見積が取られていないため現時点では不明という事である。

予算事務の話になるが、補助の対象は景観重要建造物に指定された建造物であり、数とし



ては限られている中で、どの程度の修繕ができそうかという予測のもとに予算を立てる。そのため、今のところは予算に限りがあるために出来ない、という状況にはない。また、過去の件についての数字を示すことは可能である。

中根委員：

予算の前段階の、1 案件に対する金額の上限と、全体の工事費に対しての負担割合は。

事務局：(景観推進班技師)

景観重要建造物 1 建物ごとに、最初の修繕をしてから 10 年間は、補助金額の上限を 600 万円までと決めている。補助割合は 5 割である。

議長が諮問第 9 号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第 9 号について原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

## 18 その他

河江委員から、家康公 400 年祭のボールペンについてご質問があった。(観光課で配布している物)

岩月委員から、東岡崎駅の観光案内所の看板、岡崎城近くの歩道橋等についてご意見があった。

事務局から、来年度の第 1 回の景観審議会は平成 27 年 5 月の開催を予定している旨の報告があった。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第 5 回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---